

町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 6 月 2 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市中学校給食センター条例の一部を改正する条例

町田市中学校給食センター条例（令和6年9月町田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
附 則 この条例は、令和7年1月8日から施行する。 ただし、第2条の表町田忠生小山エリア中学校給食センターの項の規定は同年4月1日から、同表南エリア中学校給食センターの項の規定は<u>公布の日から起算して1年2月を超えない範囲内において町田市教育委員会規則で定める日から施行する。</u>	附 則 この条例は、令和7年1月8日から施行する。 ただし、第2条の表町田忠生小山エリア中学校給食センターの項の規定は同年4月1日から、同表南エリア中学校給食センターの項の規定は<u>同年9月1日から施行する。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。